

深 上 審
令和6年10月4日

深川市長 田 中 昌 幸 様

深川市上下水道経営審議会
会 長 坪 田 邦 光



深川市下水道使用料について（答申）

令和6年7月5日付深建上庶第60号において、深川市下水道使用料について市長より諮問を受け、慎重に議論を重ね意見をまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

はじめに

下水道事業は、汚水や雨水の排除、公共用水域の水質保全の役割を担うことから、安定的かつ持続的に運営することが求められている。

健全な経営で持続的な下水道のサービスを提供し、経営環境の変化に対応するため、今後においても下水道使用料は定期的な見直しが必要である。

1. 使用料改定の必要性について

下水道使用料の改定が必要と判断する。

深川市の下水道使用料の税抜額は、平成10年以来、26年間にわたって、改定することなく据え置かれており、これまで収支不足を補填するため一般会計からの多額の繰入金を受けて運営してきた。

また、深川市下水道事業会計は令和5年4月に特別会計から公営企業会計へ移行しており、本来は事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則に従い経営されるべきであるが、現状のままでは人口減少や節水機器の普及による使用料収入の減少や、資材費、人件費の高騰による施設の維持管理費の増加により、欠損金が増加し事業の継続困難が想定されるためである。

2. 改定率について

改定率約25%の値上げが妥当であると判断する。

使用料の見直しにあたっては、独立採算制の原則に基づき、今後の財政シミュレーションを基に推計した経費を使用料で賄おうとすると改定率は約35%となるが、急激な改定による下水道使用者の負担軽減を図り、かつ、影響を最小限とするため、収支不足については当面の間、補てん財源を活用する。

3. 算定期間について

国土交通省が推奨する使用料の算定期間については、収支状況を勘案するため、3年から5年程度に設定するのが望ましいとされていることから、算定期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

4. 使用料体系について

使用料体系は現行の体系を継続することが妥当であると判断する。

基本水量を変更したシミュレーションにおいては、使用水量によって負担増加率が使用者間の公平性を欠いてしまう格差が生じたため、これを避けるべきである。

5. 使用料改定の時期について

改定時期は、令和7年4月1日が適当である。

市民への周知期間を確保しつつも、財政状況の改善を図る必要があり、早期に改定することが望ましいと判断する。

以上のことを踏まえた下水道使用料体系の現行と改定案を表1に示す。



表 1

下水道使用料（1 か月につき）

上段：消費税込／下段：税抜

用途区分	使用料区分	水量	改定前	改定後
一般用	基本使用料	8 m ³ まで	1, 4 7 4 円 (1, 3 4 0 円)	1, 8 3 7 円 (1, 6 7 0 円)
	超過使用料	1 m ³ につき	1 9 8 円 (1 8 0 円)	2 4 2 円 (2 2 0 円)
浴場用		1 m ³ につき	3 6 円 (3 3 円)	4 5 円 (4 1 円)

※消費税及び地方消費税率 1 0 %



審議経過

開催回	開催日時	開催場所	内容
第1回	令和6年6月7日（金）	深川市健康福祉センター デ・アイ1階 会議室	・下水道事業の現状と課題 ・今後の日程について
第2回	令和6年7月5日（金）	深川市役所 3階 大会議室	・下水道使用料の見直し（諮問） ・下水道施設の現状と老朽化対策 ・下水道事業（公営企業）会計
第3回	令和6年8月2日（金）	深川市役所 3階 大会議室	・会長、副会長の選出 ・下水道使用料改定案（複数案）の比較検討と素案
第4回	令和6年10月4日（金）	深川市役所 3階 大会議室	・下水道使用料の答申